

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について

県では、12月から新たに標記事業を開始しました。
事業の開始にあたり、別添のとおりチラシを作成し、関係機関へ送付いたしました。
つきましては、委員の皆様にも、御案内いたします。
なお、チラシは県ホームページにも掲載しております。



鹿児島県

将来、子どもを
産み育てることを
望むがん患者さん等へ

にんようせい

妊孕性温存療法に対する 助成制度のご案内



鹿児島県では、令和3年度から将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者さん等に対し、妊孕性温存療法に係る治療に要する経費の一部を助成します。

対象となる方

以下の要件を全て満たす必要があります

- 凍結保存時に年齢が43歳未満の方
- 申請時に県内に住所を有する方
- 妊孕性温存療法に係る国の研究に参加できる方
- 県指定医療機関において令和3年4月以降に妊孕性温存治療を受けた方
- 助成対象となる原疾患の治療を受ける方(裏面記載)
- その他県の要綱で定める要件を満たす方

内容(治療, 助成上限額)

以下の治療費が対象となります ※ 通算2回まで助成可

- 胚(受精卵)凍結：35万円/回
- 未受精卵子凍結：20万円/回
- 卵巢組織凍結：40万円/回
- 精子凍結：2万5千円/回
- 精巣内精子採取術による精子凍結：35万円/回

※ 助成の内容等ご不明な点については、下記にお問合せください。

【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部
健康増進課がん対策・歯科保健係

TEL : 099-286-2721

MAIL : kenzo@pref.kagoshima.lg.jp

〔助成の対象となる疾患の内容〕

- 「小児，思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち，高・中間・低リスクの治療
- 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：
乳がん(ホルモン療法)等
- 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血，遺伝性骨髄不全症候群(ファンconi貧血等)，原発性免疫不全症候群，先天代謝異常症，サラセミア，鎌状赤血球症，慢性活動性EBウイルス感染症 等
- アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス，ループス腎炎，多発性筋炎・皮膚筋炎，ベーチェット病 等

〔申請方法〕

治療を受けた日の属する年度末日までに，下記書類を全て準備し，鹿児島県庁健康増進課へ提出してください。（郵送でも可能です。）

（提出書類）

- ① 鹿児島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書(様式第1号)
- ② 鹿児島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(妊孕性温存療法実施医療機関(様式第2号))
- ③ 鹿児島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第3号)
- ④ 妊孕性温存治療に係る領収書
- ⑤ 申請者名義の口座番号等が確認できる通帳の写し
- ⑥ 申請時に鹿児島県内に住所を有していることが確認できるもの
(住民票等)

〔提出先〕

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課
がん対策・歯科保健係